

## 第26回 篠山再生市民会議 会議録（要旨）

（記録：行政経営課）

日時：平成21年1月22日（木） 13：30～15：30

場所：篠山市民センター 2階 多目的ホール

出席者：篠山再生市民会議委員（5名欠席）

庁内調整会議職員

傍聴者：3名

会議次第

1 開会

2 報告事項

（1）篠山再生計画（まちづくり編）について

（2）市内のNPO、ボランティア団体等の活動状況について

3 協議事項

（1）今後の篠山再生市民会議における協議テーマについて

（2）当面のスケジュール

4 閉会

決定事項等

- ・各委員は、篠山再生計画（まちづくり編）に対する意見を平成21年2月18日（水）までに事務局へ提出すること。
- ・篠山再生市民会議の開催は、議論すべき緊急の議事が発生しなければ、平成21年3月の第28回で終了とする。
- ・次回以降の協議テーマについては、各委員から希望のあったテーマの中から、運営委員会において協議のうえ決定する。

議事要旨

2 報告事項

（1）篠山再生計画（まちづくり編）について

（事務局）〔案からの主な修正点について、資料1を用いて説明〕

資料1のほかに、篠山市議会から篠山再生計画についての第3次申し入れを受けており、それらについても修正等の対応を行った。

（議長）まちづくり編の策定日は、いつであるか。

（事務局）平成21年1月20日である。

（A委員）まちづくり編16頁の図は、行政からまちづくり協議会へ向かう矢印しか書かれていないが、まちづくり協議会や住民から行政へ働きかけることはできないのか。住民の意見が行政へ伝わる仕組みづくりが重要である。また、補助金を評価するシステムが図化されていない。

まちづくり編44頁や45頁の環境のことについても、行政からの指示事項ばかりで、市民が行政とどのように関わっていくのかが分からない。

（議長）この点については、住民からの意見を受けないという意図があったのか、それとも時間的制約からそこまで検討できていない、のどちらであるか。

(事務局) 16頁の図については、地域密着型補助金のイメージ図である。各校区への補助金を受ける主体がまちづくり協議会であることを示すため、矢印を行政からまちづくり協議会への一方向としている。市民との連携において、市民の意見を行政が受けないという意図のイメージ図ではない。

また、環境基本計画についても、市民参画のもと市民ワークショップを開催しており、市民の意見が反映されるよう留意し作成しているところである。

(議長) 篠山再生計画(まちづくり編)について意見があった場合、どう取り扱うのか。また、修正をする場合は、平成21年1月20日に公表をした篠山再生計画(まちづくり編)自体を修正するのか。

(事務局) 篠山再生計画については、各年度において見直しを行うこととしており、ふるさといちばん会議での市民からの意見等も反映させ、平成21年1月20日に公表をした篠山再生計画(まちづくり編)自体のローリングを行う。

## (2) 市内のNPO、ボランティア団体等の活動状況について

(事務局)〔資料2を用いて説明〕

### 1 篠山のボランティア団体

まなびすとバンク登録15団体のうち3団体は、篠山市ボランティア連絡協議会加入団体48団体と重複する。

特定非営利活動法人14団体については、篠山国際理解センターを除く13団体が福祉系の団体である。

この他にも市民協働課で把握できていないボランティア団体があり、今後も継続してボランティア団体の把握に努めていく。

### 2 ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネーターについては、通常、各ボランティア団体に1名いると思うが、地震のような災害時には様々なボランティア団体をまとめるボランティアコーディネーターが必要になる。篠山市においては、篠山市ボランティアセンターに1名のボランティアコーディネーターがいる。

中越地震の時には、被災自治体内にボランティアをまとめるボランティアコーディネーターがいなかったために、ボランティアを受け入れなかった自治体もあったようである。

様々なボランティア団体が活動を円滑に行うためには、ボランティアコーディネーターは重要であり、篠山市においても育成をしていかなければならないと考えている。

### 3 有償ボランティア

有償ボランティアについては、国境なき医師団のように生活は保障するが活動自体は無償で行うボランティアのことをいうが、最近では労働と有償ボランティアの境界が不明確となっており社会問題になっている。

篠山市においても、ボランティアによる市民センター図書コーナーの運営を予定しており、交通費相当額として費用弁償を支払う予定である。費用弁償については、一般的には有償ボランティアには当たらないとされている。

(B委員) 図書コーナーや結婚相談所におけるボランティアと市の関係はどのようなものと考えているか。

(事務局) 市とボランティアの関わり方については、市民協働課において、ボランティア活動を希望する方とボランティア団体との仲介は行うが、市から具体的なボランティア活動について募集をするようなことは考えていない。

- ( B 委員 ) 図書コーナーについては、現在ボランティアの募集をされているが、これはボランティア団体からの提案で行っているのか、市が自発的に行っているのか、どちらであるか。市が自発的に行っているのであれば、先ほどの市民協働課の考え方とは相容れないのではないか。
- ( 事務局 ) 現在、図書コーナーについてはボランティアの募集を行っており、34名の応募がなされている。ご意見のとおり、市とボランティアの関わり方やボランティアの考え方について、市各部署を一体とした考え方の整理が必要と考える。
- ( 事務局 ) ボランティアについては、特定の活動を希望するボランティアと活動を特定しないボランティアがあると考え。後者のような方が、図書コーナーをなんとかしたいという思いからボランティアを希望する場合については、受け入れが可能であると考え。
- ( B 委員 ) ボランティアのみで運営する図書コーナーと施設の職員がいて活動を行うチルドレンズミュージアムのボランティアとでは、種類が異なると考える。現在のボランティアコーディネーターもボランティアと聞いているが、ボランティアのみの運営ではそのボランティアがやめてしまった場合、運営はどうなるのか。図書コーナーだけではなく、他の施設についてもボランティアのみによる運営になるのではないかと危惧している。
- ( 議 長 ) 本日の会議では、図書館についての詳細な議論はせず、今後協議していくかについて会議次第3協議事項の(1)「今後の篠山再生市民会議における協議テーマについて」において、協議することとする。  
資料2の一覧にあるボランティア団体は、すべて市内において活動する団体であるか。
- ( B 委員 ) 篠山国際理解センターは、活動の中心は篠山市であるが、市内外において活動されている。また、他のボランティア団体についても市内外において活動されている団体があるはずである。
- ( 議 長 ) ボランティア団体の一覧については、その団体の活動エリアや活動年数、活動規模などの項目を増やしていくことが望まれる。
- ( C 委員 ) 特定非営利活動法人については、非営利で行われているが無償で行っているわけではないので、ボランティア団体として整理すると誤解を招く恐れがあることを留意いただきたい。
- ( D 委員 ) 資料2の一覧は、福祉系と教育系のボランティアに限定されており、この他にも多くのボランティア団体があるので、もっと幅広いボランティア団体について把握することが望ましい。
- ( 副議長 ) 市とボランティアの具体的な連携はどのようなことをしているのか。例えば、福祉ボランティアを受けることを希望する方が市民協働課に行けば、ボランティア団体を紹介してもらえるのか。
- ( 事務局 ) 以前は福祉系のボランティアであれば地域福祉課や社会福祉協議会が窓口となってボランティア団体との仲介を行っていたが、平成20年度からは市民協働課が一括してボランティア団体を集約することとなったので、これからは市民協働課がボランティアを受けることを希望する方とボランティア団体の仲介をしたいと考える。

(A委員) 資料2の一覧にあるボランティア団体については、市から補助金が出されているのか。

(事務局) 篠山市ボランティア連絡協議会加入団体については、社会福祉協議会をとおして市から補助金を出している。構成員数などにより補助金額が異なり、1団体1万円から4万円程度の補助金を出している。

(A委員) このようなボランティア団体への補助金は、まちづくり協議会をとおした補助金に置き換えた場合、どのように考えればいいのか。篠山再生計画(まちづくり編)16頁の図でいうと、どの部分に位置づけられるのか。

(事務局) まちづくり協議会への補助金は、各校区単位の活動に対する補助金であり、ボランティア団体については全市的に活動される団体が多く、まちづくり協議会への補助金の流れとは別のものとなる。

(議長) ボランティア団体と市の関わり方については、現段階では市の方針も定まっていないようなので、次回以降に協議をして篠山再生市民会議から方向性を示すこともいいのではないか。また、まちづくり協議会のことについても、どの団体がまちづくり協議会に属するか等、検討しなければならないことは多々あるので、次回以降協議してもいいかもしれない。

### 3 協議事項

#### (1) 今後の篠山再生市民会議における協議テーマについて

(議長) 篠山再生市民会議委員については、任期は平成21年6月までであるが、市から諮問されていた事項については、すべて答申することができた。残りの期間において、3月までの開催とするか6月までの開催とするかについて、各委員の意見を伺いたい。

なお、3月までの開催であっても、平成21年1月20日に公表された篠山再生計画(まちづくり編)についての協議は行う。その他に協議を希望するテーマがあれば、あわせて意見を伺う。

(E委員) 市長からの諮問へは答えることができたので、3月までの開催でよいと考える。

(C委員) 再生計画の進行管理も大切ではあるが、再生市民会議としては3月までの開催でよいと考える。

協議テーマについては、実施が予定されている定額給付金の活用方法について協議してはどうか。

(副議長) 再生市民会議としては、3月までの開催でよいと考える。

(A委員) 3月までの開催でよいと考える。

協議テーマについては、篠山再生計画(まちづくり編)での環境基本計画の記述を見ていると、景観の保全にのみ着目したネガティブな計画という印象を受けるので、景観を利用し、収入となるような活用方策を協議してはどうか。

(B委員) 篠山再生市民会議に代わる新しい組織ができるのかどうかは分からないが、篠山再生市民会議は3月までの開催でよいと考える。

残りの期間については、これからの補助金はどうなっていくかについて確認をしたい。

(D委員) 3月までの開催でよいと考える。

協議テーマについては、市民が行政に参加していくための仕組みを確立するために、まちづくり協議会や市民が行政に参加する場合の役割などについて議論し、今後、市が作成していく様々な計画の参考になればよいのではないかと。

(F委員) 3月までの開催でよいと考える。

(G委員) 3月までの開催でよいと考える。

篠山は、かつて6万石の藩であったが、これは現在の丹波ささやま農業協同組合が取り扱う米の量とほぼ等しいとの話を聞いた。米については、以前と同じように生産されていると言えるが、現在の篠山においては、山からの収入があまりない。もっと山を活用して、何とか業として成り立つような山の活用方を協議してはどうか。

(議長) いつまでの開催にするかについては、委員からの意見が3月で一致したので、篠山再生市民会議は3月までの開催とする。

協議テーマについては、多くの意見が出てきたが、篠山再生計画(まちづくり編)に出てくるテーマについては、各委員のまちづくり編への意見をまとめた形で市へ意見提出することとする。

その他のテーマについては、どの程度市から資料提供を受けることができるのか、協議時間の制約もあるので、運営委員会において事務局と協議し、どのテーマを議論するかについて決定する。

## (2) 当面のスケジュール

(議長) 次回は、平成21年2月20日(金)に開催する。

次々回は、平成21年3月13日(金)の開催予定とする。

篠山再生計画(まちづくり編)に対する各委員の意見は、平成21年2月18日(水)までに事務局へ提出すること。

以上